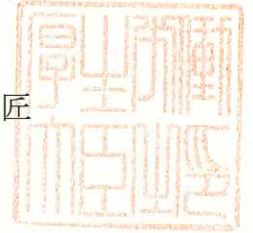


厚生労働省発生食 0902 第 1 号
令和元年 9 月 2 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第
1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当す
ると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定めら
れた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）から、
添加物 1 品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留
して得られたものに限る。））の製造基準を削除すること

